

国 住 街 第 1 8 7 号  
平成 23 年 3 月 25 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

水素スタンドにおける圧縮水素の貯蔵又は処理に対する建築基準法第 48 条の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）

圧縮水素を燃料とする燃料電池自動車に関しては、エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「2015 年からの普及開始に向け、水素ステーション等の水素供給インフラの整備支援を推進すること」とされており、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 48 条の規定に基づく圧縮水素の貯蔵又は処理に係る規制に関しては「合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的助言を行う」旨、規制・制度改革に係る対処方針（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において定められている。

今般、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 7 条の 3 第 2 項にかかる「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（平成 13 年 3 月 23 日原院第 1 号）」（以下「例示基準」という）が改正され、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）に基づく許可の運用による水素スタンドの安全性基準が明確化されたことを踏まえ、「水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵又は処理に対する建築基準法第 48 条の規定に関する許可準則」を下記の通り定めたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知する。

また、貴職におかれては、管内の特定行政庁に対してもこの旨周知いただくようお願いする。

## 記

### 水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵又は処理に対する 建築基準法第 48 条の規定に関する許可準則

#### 第 1 許可方針

第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業専用地域において、第 2 の許可基準に適合し、かつ、個別に、当該用途地域における環境を害する恐れがない等と認められる水素スタンドについて、許可の対象とするものとする。

#### 第 2 許可基準

##### (1) 安全性

高压ガス保安法第 5 条第 1 項の規定に基づき、一般高压ガス保安規則(昭和 41 年通商産業省令第 53 号)第 7 条の 3 第 2 項各号に掲げる基準に適合するものとして都道府県知事の許可を受けたものであること。

##### (2) 貯蔵量

当該水素スタンドから供給を受ける燃料電池自動車の需要量等を考慮して、必要な量の圧縮水素を貯蔵するものであること。

##### (3) 出入口の位置

当該水素スタンドの出入口は、交差点の近接部、急勾配の道路、バス停の近接部等の燃料電池自動車等の出入りが道路交通の支障となる場所又は燃料電池自動車の出入りが困難な場所を避け、極力周囲の居住環境や道路交通に対する影響が少ない場所に設けること。

##### (4) 騒音

水素の圧縮処理に伴い発生する騒音に関しては、空気圧縮機を使用する工場が、第 2 種中高層住居専用地域では立地できず、第 1 種住居地域から準住居地域では原動機の出力が原則 1.5kW（国土交通大臣が防音上有効な構造と認めて指定する場合は 7.5kW）以下に制限されている状況、及び周囲の市街地における騒音環境と比較して、各用途地域における市街地環境を害するものとならないことが、使用する機械等の種類からみて客観的かつ合理的に判断されるものであること。若しくは、周囲に対する騒音の低減を図るための対策が十分に取られることにより上記と同様の状態となることが客観的かつ合理的に判断されるものであること。

(5) その他

- ①当該水素スタンドは、当分の間、当該水素スタンドを設置しようとする者と地方公共団体又は国における水素エネルギーの推進に係る部局との協議を踏まえ、設置されるものであること。
- ②当該水素スタンド内において、高圧ガス保安法、ガス事業法、消防法等の法令により規制を受けない酸素等のガスが、大量に貯蔵又は滞留することのないような措置が講じられていること。

第3 その他

第1及び第2に記載された諸手続き等が円滑に進められるよう、各都道府県の高圧ガス保安法所管部局等との情報交換を密接に行うことが必要である。このため、水素スタンドに係る様々な情報を関係部局間で共有するなど、各関係部局間の日常的な連携を図る取り組みを行うことが重要である。

(参考抜粋)

○規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日 閣議決定）

I. 各分野における規制改革事項・対処方針

1. グリーンイノベーション

規制改革事項	⑦燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る規制の再点検
対処方針	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="478 555 1418 683">▪ 平成 17 年の高圧ガス保安法改正に基づく水素ステーションに係る具体的な仕様等を示す「例示基準」を作成・通知する。 ＜平成 22 年度中措置＞</li><li data-bbox="478 734 1418 862">▪ <u>例示基準策定後、合理的な水素貯蔵量の基準について、許可に係る技術的助言を行う。</u> ＜例示基準策定後、速やかに措置＞</li><li data-bbox="478 913 1418 1281">▪ 平成 27 年の燃料電池自動車・水素ステーションの普及開始を行うため、安全確保の観点から行われている規制のうち、事業化を阻害している規制について、技術進歩を見極めつつ、また、国際標準の議論にも配慮し、技術の進展に円滑に対応できる性能規定化を図るよう、再点検を行う。再点検及びその結果を踏まえた対応について、関係省庁（経済産業省・国土交通省・消防庁）間にて調整した上で、今後の具体的な工程表を作成する。＜平成 22 年中措置＞</li></ul>